

# 沖繩久高島の土地制度

浮田典良

【要約】 沖繩群島の久高島（約二平方軒、人口六三〇人）には、今なお、極めて古いと考えられる土地制度が残存している。耕地（田は無く、畑のみ）の九四％は島民の共有地であり、それらは、一〇の「組」に配属され、さらにそれぞれ一五等分される。これを「一地」といい、「一地」の平均面積は二反弱である。太平洋戦前には、一六歳から六〇歳までの男子に「一地」づつ給されたが、戦後は家毎に「一地」（家族の多い家は「一地半」または「二地」）給されている。各組に所属する畑は、島内各処に分散し、平均一九・四筆から成り、一筆毎に一五等分される。従つて畑は、極めて狭小な地条をなしている。組のメンバーは集落の一ヶ所にまとまつて居住しているのではなく、また「二地」の家は、二つの組にまたがつて所属するのであり、組にはあまり大きな社会的機能が認められない。畑の作物は、夏作甘藷、冬作小麦が主である。農耕は専ら女の仕事であり、男は漁業に従事している。

## はしがき

久高島とは、沖繩本島の南東端から約五軒東方の海上に横たわる、面積約二平方軒、人口約六三〇人の小さな島である。行政的には、沖繩本島南東端を占める知念村に属し、その一大字をなしている。

この島は、沖繩の国造りの神アマミキヨが、はじめて上陸したところであるとか、麦・粟・稗がここではじめて発見されたとか伝えら

れる、伝説豊かな島であるが、一方、土地制度の面から見ると、耕地の九四％が今なお共有地で、沖繩でも最も古いと考えられる一種の地割制度が、現在も行なわれている。沖繩では、明治三年の「土地整理」まで、共有地の定期的地割制度が行なわれていたが、「土地整理」の結果、共有地は私有地化した。今なお共有制の残っているのは、この久高島だけである。

昭和三五年の七月から八月にかけて沖繩を訪れた筆者は、この島

を調査対象地の一つとして取り上げた。この島の土地制度については、すでに田村浩氏の『琉球共産村落之研究』（昭和二年）の中で紹介されているが、<sup>①</sup> 具体的な点になると、それを読んだだけでは判らぬ点があり、また田村氏の調査から三〇年余を経て、ことに太平洋戦争によつて変化した点もあつたかと思つたので、それらを実地にたしかめてみたいと考えたからである。また筆者はかねてより日本の村落社会ないし村落共同体を支える一つの基盤としての「零細錯圃」の問題に関心を抱いているが、沖繩では全般に、「屋取」と称する特殊な散村の場合を除けば、経営耕地の分散が日本本土以上に著しい。<sup>②</sup> これは、かつての定期的な耕地割替制度の影響が大きいように考えられる。<sup>③</sup> そこで、久高島の土地制度を調査すれば、地割制と零細錯圃との関係を考察するための、何らかの手がかりが得られるのではないかと考えた。

尤も、久高島の土地制度は、田村氏も強調しているように、かつての沖繩本島での定期的な土地割替制度と同じものではなく、元來、男子一六歳に達すれば一地を得、六〇歳に至れば村に返すという、一種の班田收授のような制度であつた。田村氏はこれを、地割制以前の、琉球古代の遺制であるとしている。このような起源の問題も当然おこつてくるわけであるが、筆者は、この制度が現在、どのように施行されているかという実状を、なるべく具体的に明らかにす

ることを主眼とし、起源の問題などには敢えて触れなかつた。

### 久高島の概要

久高島は、北東—南西の方向に細長くのびる平坦な島で、長さ約三料、幅は広いところでも約五〇〇米に過ぎない。珊瑚石灰岩より成り、低いテーブル状を呈し、海岸は急崖をなすが、島の内部は平坦で、最高所でも



第1図 船から望んだ久高島

わずか一七・一米である。島の周囲は、アダン、クバなどの防風林で囲まれている。集落は島の南西端に位置する。各家は珊瑚石灰石を積み上げた石垣をめぐらし、屋敷内にフクギその他の防風林を植えている。水に乏しく、飲料水

第2図 石垣をめぐらした民家

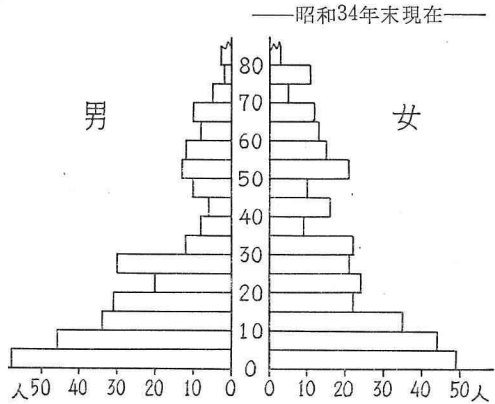


用の共同井戸は、集落のはずれに一つあるだけで、各家庭では、屋根に降る天水をも貯えて利用している。昭和三五年四月一日現在における同島の世帯数は一三四世帯、人口は六三四人である。戦前の人口は約四〇〇名であつたといわれ、戦後は、

一時七〇〇名にも及んだが、その後漸減の傾向にある。島民の生活は、一言で言えば半農半漁であり、男は海へ出かけ、女は農業を行なっている。年齢別人口構成は第3図の如くで、出稼による島外流出および戦争中の犠牲により、三〇歳代、四〇歳代が極めて少ない。

島と沖繩本島との間の交通は、本島東岸の馬天港ばてんとの間に、便船

第3図 久高島の人口構成



に用足しにゆくのに利用している。本島から島へ渡れば、どうしても一泊せねばならない。

水が少ないので水田はなく、耕地はすべて畑である。畑の作物は、表作は甘藷、裏作は小麦が主で、そのほか豌豆、小豆、大豆、とうもろこしなどが少しずつ栽培されている。豚は各戸一頭程度飼育していたが、昭和三四年秋の台風で甘藷が大被害を受けたため、筆者の訪れた三五年夏にはかなり少なかった。

男は主として漁業に従事する。その内容は、(一)八重山方面へ出漁

が毎日一往復している。島を午前八時に出て九時過ぎに馬天に着き、午後三時に馬天を出て島に引き返してくる。船は久高島の持船であり、(二隻が一日交代で就航する)、島民が沖繩本島

するカツオ漁船が三隻あり、それに乗り組むもの、(二)那覇を根拠地とする琉球水産会社その他の漁船に乗り組んで、マグロ延縄などに従事するもの、(三)二人乗りの刳舟（この島に約三〇隻ある）で自営漁業（イカ、カジキなど）に従事するもの、などである。刳舟の自営漁業を営むのは中年以上の者であり、若い男は大型漁船乗組が多い。藩政時代には、唐船（中国へ通う帆船の貿易船）に乗り組むものや、薪・材木などの運搬船に乗っていたものも多かつた。久高島民の八重山カツオ出漁は、明治末頃から始まつている。

農業は専ら女が従事し、男は全然関与しない。男は自家の畑がどこにあるかさえない。

村落生活は封鎖的であり、通婚圏（入婚圏のみ）を調査したところ、総数の八四・四%までが字内婚（島内婚）であり、同じ方法で調べた沖繩本島のいくつかの村とくらべると、極めて高率である。島には二つの「門中」があり（外間門と久高門）、それぞれにノロの家がある。根神（根人）は外間門のみにある。この島には、また、琉球古代の神事を保存したものと云われる「イザイホー」という祭が二二年目毎に開かれる。

### 土地制度とその施行の実状

この島の畑は、元来、次のように分かれていた。

ノロ地（祝女の世襲地）

ニーチュ地（根人の世襲地）

ワク地（百姓地、人民地）

ウッチ地（掟地）

ソナグナー地

ノロ地、ニーチュ地は、外間ノロ、久高ノロ、外間ニーチュの世襲の私有地であるが、耕地面積の大部分を占めるワク地（百姓地）

は共有地であり、住民に割り当てられる。ウッチ地はもと地頭役俸地であつたが、薩藩置県のちに廃されて、各戸に配分された。

ソナグナー地は一五歳の男子に給されたものであつたが、今は耕されてない。

昭和三五年七月現在の土地台帳によつて集計すると、

ノロ地 一町〇反八畝一二歩（三・五%）

ニーチュ地 三反八畝〇二歩（一・二%）

ワク地 二九町三反七畝二三歩（九三・九%）

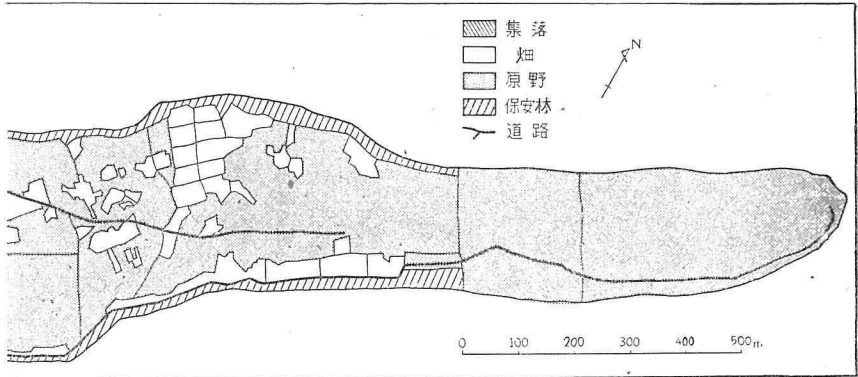
その他 四反四畝〇四歩（一・四%）

（その他は旧ウッチ地、およびごく僅かの私有地など）

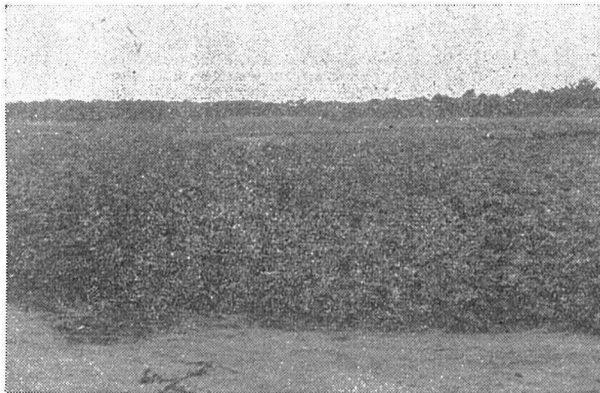
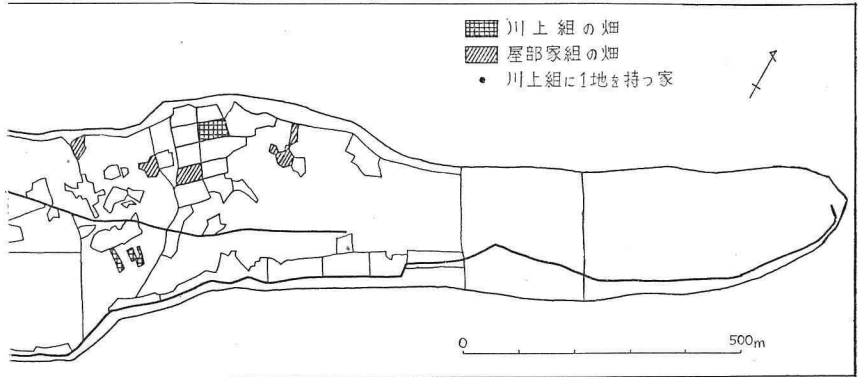
となり、ワク地は九三・九%を占めている。

このワク地は、一〇個の組に配分される。そして、一つの組に属する畑は、さらに一五等分され、この一五分の一を「チュージ」（一

の土地利用

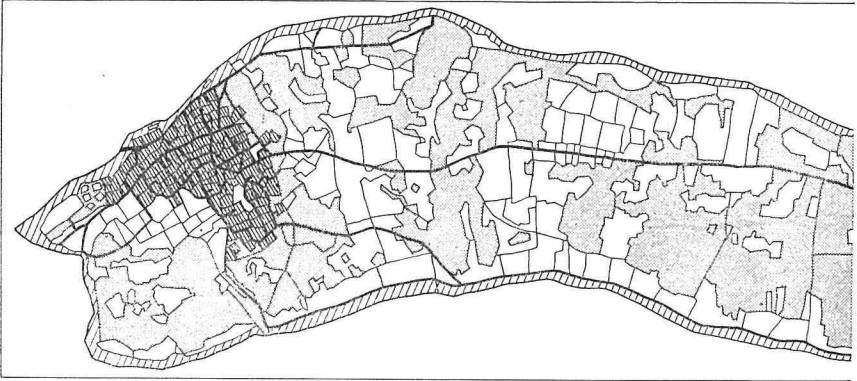


畑の分布

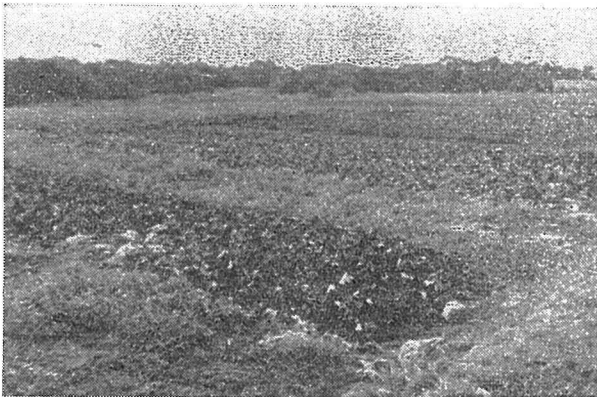
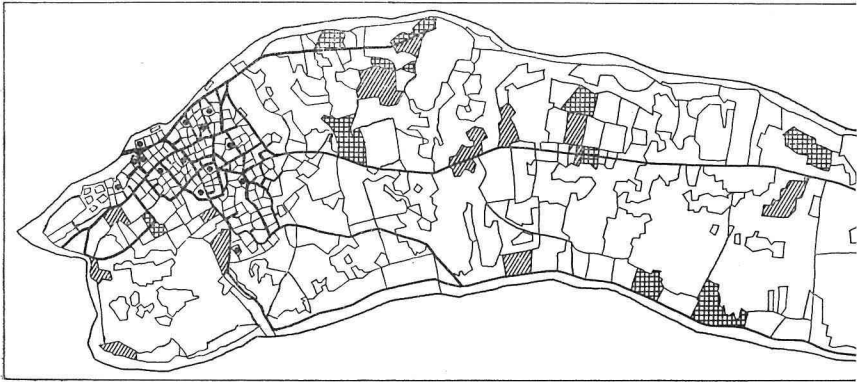


第6図 共有耕地  
 浅い溝で区切られた細長い地条  
 毎に耕作者を異にする。一つの地  
 条は台帳上の一筆の一五分の一に  
 当たる。

第4図 久高島



第5図 組の



第7図 雑草の茂った耕地  
—— 丹念に耕した地条と、雑草の茂るにまかせた地条とが混在している。

地」と呼ぶ。従つて全体では一五〇地になるわけである。一〇個の組とは、仲田中組、大瀬組、屋部家組、伊堅組、川上組、時屋組、伊美ノ味組、城組、前下組、算盤組である。各組に所属する畑の筆数とその総面積を示すと、第1表の如くである。組によつてややち

第1表 各組に属する畑(ワク地)の筆数と面積

組名	筆数	面積		
		町	反	畝
仲田中組	24	3.2	9.00	歩
大瀬組	23	3.3	4.01	
屋部家組	21	2.6	2.19	
伊堅組	16	2.5	3.11	
川上組	18	2.3	1.28	
時屋組	21	2.9	0.16	
伊美ノ味組	20	3.0	5.13	
城組	20	2.7	1.06	
前下組	15	3.2	1.14	
算盤組	16	3.3	7.05	
計	194	29.3	7.23	
平均	19.4	2.9	3.23	

がいがあり、筆数においては最高二四筆、最低一五筆、面積においては最高三町三反七畝五歩、最低二町三反一畝二八歩と、かなりの開きが見られるが、これには耕地としての優劣も多少加味されている。平均すると、一組当たり、一九・四筆、二町九反三畝二三歩となる。これをさらに一五等分したのが「一地」になるわけであるから、「一地」当たりの面積は、平均一反九畝一八歩にしか過ぎない。これでは、到底、農業だけで一家を支えることは不可能である。

つぎに、一つの組に属する二〇筆前後の畑は、島内にそれぞれど

のように分布するかというと、島の一ヶ所に集团的に存在するわけではなく、他の組の畑と交錯しつつ、島内の各所に分散している。試みに、川上組と屋部家組の畑を第5図に図示してみた。それぞれ島のおちらこちらに散在している状態を看取することができる。

そして、これを一五等分するに当つては、これらの各一筆をそれぞれ細長く一五等分し、その一五分の一つづつを組のメンバーに割り当てるのである。そこで、耕地の一単位は、極めて小さな細長い地条となり、その幅は、せいぜい五米位までで、中には一米程度に過ぎないものすら存在する。第6図は、集落のすぐ南に接する畑であるが、約一米半の幅で細長く区切られており、それぞれ耕作者を異にしているわけである。島の人はこれを、「禪のような」と形容している。かつて、このような畑に西瓜を栽培したところ、蔓が互に隣の畑に延びて行つて、どの西瓜が誰のものであるか、判別に苦労したという。畑の境界に、こぶし大の石を適当な間隔に置き並べているところもある。

ところで、畑の配分方法は、戦前までは一六歳から六〇歳までの男子に「一地」ずつ与えることになつており、毎年正月五日に、六〇歳になつた人の分を、新しく一六歳になつた人に譲るのが原則であつた。ところが、実際にはなかなか原則通りにはゆかなかつたようである。例えば、男の子ばかりが三人あつて、それぞれ一六、一

第2表 耕地配分と家族構成

(A) 家族の人数との関係  
(単位、戸)

	無	一 地	一 地 半	二 地
1人	8	3	—	—
2人	3	6	—	—
3人	1	11	1	1
4人	—	4	1	3
5人	1	7	—	—
6人	1	6	1	3
7人	—	5	3	5
8人	—	5	1	2
9人	—	2	3	4
10人	—	1	—	3
11人	—	—	—	3
12人	—	—	—	1
13人	—	—	—	—
14人	—	—	—	1
計	14	50	10	26

(B) 労働力（15～60歳）  
との関係(単位、戸)

	無	一 地	一 地 半	二 地
〈男〉				
0人	6	10	1	3
1人	8	29	5	9
2人	—	8	3	9
3人	—	2	—	4
4人	—	1	1	1
計	14	50	10	26
〈女〉				
0人	9	4	—	—
1人	4	31	7	9
2人	1	14	3	5
3人	—	1	—	10
4人	—	—	—	2
計	14	50	10	26

(C) 1戸当たり平均人数との関係（単位、人）

	無	一 地	一 地 半	二 地
家族員数	2.00	4.76	6.90	8.04
うち労働力	男	0.57	1.10	1.50
	女	0.43	1.24	1.30
うち非労働力	1.00	2.42	4.10	3.81

八、二〇歳となれば、父親の分と合わせて「四地」分の権利があるが、それを「二地」だけで遠慮してもらおうとか、また父親が六〇歳になったのに、男の子がまだ一四歳であるというような場合には、便宜的に二年延長するとか、種々の融通が行なわれたようである。また、本来、畑の耕作は女の仕事であるのに、男を基準にして配分するのは不合理な話で、そこで、夫が死亡して女子供ばかり残つた家など、権利がなくても引き続き土地を与えられていた。

そこで、戦後は、それをはつきりと家単位に配分するということ

に改め、そして家族の人数によつて、人数の多い家には「一地主」または「二地主」を割り当てている。筆者の聴取調査によれば、「一地主」を割り当てられている家は五〇戸、「一地主」の家は一〇戸、「二地主」の家は二六戸、また全然割当のない家は一四戸である（なお、これらの戸数は、それぞれのすべてを尽しておらず、約二割の調査洩れを生じている）。これらの家について、家族の員数とその構成（昭和三五年四月一日現在）を住民登録簿によつて調べ、それと耕地配分状況との関係を示すと、第2表の如くである。

第2表のCは、耕地配分と一戸平均人数との関係であるが、割当の無い家は平均二・〇〇人、「一地主」の家は四・七六人、「二地主」の家は六・九〇人、「二地主」の家は八・〇四人と、人数の多い家ほど割当が多くなつてゐる。それだけの頻度をみると（同表A）、「二地主」の家というのは、七人ないし一四人という大世帯の家が多く、一〇人を越える五戸はすべて「二地主」となつてゐる。なかには三人



の家、四人の家で「二地」を得ているものもあるが、これらはすべて、母親と若い娘といつた世帯、つまり、男子がなくて農業外の収入はないが、畑の女手は多いという家である。家族のうち一五歳以上六〇歳未満の男女数だけについてみると（同表B）、男の数は耕地配分とあまり関係がなく、女の数が関係している。耕地の無い家では女子労働力が大部分皆無であり、一方「二地」の家では大へん多い。「一地」で女子労働力皆無が四戸あるが、これらの家には六〇歳をわずかに越した老婆がいて、実際は農業に従事している。

次に、組というものの性格を検討してみたい。第5図に、川上組に属している家を黒円で示したが、集落の中の一ヶ所に集つてはおらず各所に散在している。田村浩氏は、組を一種の近隣集団であるかの如く述べているが、そうではない。また、「二地」を割り当てられる場合、大抵は、一つの組においてでなく、別個の二つの組において割り当てられているのである。川上組に「一地」を有する家の中には、ほかに伊美ノ味組に一地とか、屋部家組に一地とかいうように、他の組にも一地を持つ家が四戸あり、他の組に半地を持つものが一戸、また他の組に半地、別の他の組に半地、合わせて一地を持つものが一戸ある。当初、筆者は、組というものに何らかの強い社会的結合の存在を予想していたのであるが、このように、組は地縁的、近隣集団でもなく、また二つの組にまたがっている家も存

在する。とくに血縁関係で結ばれているわけでもない。「ゆい」その他の労力交換もない。組のメンバーが共同で行なうのは、畑の害虫防除作業くらいのもので、ほかに共同の行事めいたものは存在しない。「組の親」という役割があるが、これは女が当たり、一年毎の交代制である。このように、組は、同じ区画の耕地を互に分け合つて耕作しているというだけであり、社会集団としてあまり大きな機能を果してはいないようである。

一度割り当てられた土地は、引き継ぎずつとその家のものである。戦前ならば、一六歳で得た畑は、六〇歳までそのまま持つていたわけであり、途中で割替などはなかつた。その点、沖繩本島の、八年一〇年、一五年といつた定期的地割制度と異なつてゐる。現在でも、とくに事情が大きく変らぬ限り、耕作者の交代はない。離島して畑の権利が空いた時、そのあとをどの家に割り当てるかは、区長、婦人会長、および一〇人の組の親の合議によつて決定している。現在のところ、畑に対する島民の欲求は、さほど強いものではない。畑を割り当てられながら、実際には耕さずに荒らしている家も少なくない。荒れて雑草の茂るにまかせた畑が、第7図のように、集落のすぐ近くにもかなり見受けられる。

土地台帳上の名義は、戦後、土地台帳を改めて作成した当時における、各組の構成メンバーの共有地となつてゐる。

昭和のはじめ頃、この共有制を廃して、交換合合を行ない、個人有にしようという動きもあつた。農業経営上も好都合であるし、また個人有にすれば、何らかの事業資金を調達する際の担保にもし得るからである。しかしながら、個人有にすれば恐らく直ちに発生するであろうところの、有力者による土地兼併を未然に防ぐために、また、島民の最低生活を保証し、島外へ出稼ぎに出ていた者が帰つてきた時の生活保証のために、やはりこの制度の方が良いという保守的意見の方が、部落総会での票決のほぼ三分の二を占め、依然として今に続いているのである。

以上、調査結果の概要を述べた。さらにこれをもう少し一般化して考え、日本の地割制度の問題や村落社会と耕地との関係の問題の中に、位置づけてゆく必要があるのであるが、これらの問題自体の中に筆者には充分理解できていない面が多いので、いずれ後日、総合的なまとめを果たしたいと考えている。

- ① 田村浩『琉球共産村落之研究』昭和二年、二二二〜二二八頁
- ② 屋取とは、一八世紀以降、首里・那覇の士族が帰農して新たに開いた開拓村落である。これについては、

田里友哲「沖繩における屋取集落の研究」『琉球大学文理学部紀要』第五号、一九六〇年。

伊波普猷「沖繩県下のヤドリ」（岡氏著『琉球古今記』大正一五年、所取）。

- ③ Bernard D. Kuhn and Sojin Kaye: Preliminary Report on Agricultural Land Use in Okinawa. 『琉球大学農家政学部学術報告』第三号、一九五六年。

なお、これについては、筆者も、沖繩島南部の二・三の農村について調査したが、いずれ別稿で報告する予定である。

- ④ 日本本土でも、地割制度の施行されていたところでは、経営耕地の分散が一層著しい（農林省農地局管理課編『農地集団化の手引』昭和三二年、七頁）。

- ⑤ この島に本籍を有する現存者のうち、妻、母、祖母、婦、弟の婦、養子、養女など、戸籍上の移動のあつたものについて調査した。

- ⑥ 調査洩れを生じた理由は、筆者がこの島へ渡る前に、知念村役場で作成して行つた名簿が不備であつたためである。例えば、出稼に行つて不在の家に耕地が割り当てられたままであるのに、名簿には記載されていなかったことや、また、世帯主名だけで名簿を作つたため、現実には別個の家計を営み、耕地も別に分配されているのに、それが名簿にあらわれなかつたことなどによつてゐる。

- ⑦ 田村浩『同前書』二二三頁。

条里 by estimating the site area.

(4) Regulating the locating conditions of *Sôin* and applying to each example.

Landholding System in the *Kudaka* 久高  
Island of the *Ryukyu*

by

Tsuneyoshi Ukita

There remains a very old landholding system in the island of *Kudaka* 久高 (land area about 2 sq. km., pop. about 630), where 94 % of the cultivated land is common which belongs to 10 ' *Kumi* ' 組 and *Kumi* is divided into 15 parts, what is called one holding unit 一地 with the average dimensions of about 0.2 ha. Before the Second World War, one holding unit is distributed to each man, from sixteen to sixty years old; but after the War to each family (though one half holding unit 一地半 or two holding units 二地 to a large family).

Fields, belonging to each *Kumi*, are dispersed over the whole island, denoting the average dispersing rate of 19.4 plots, and each plot is divided into fifteen equal parts. So fields are of very small "Streifenflur", where sweet potatoes in summer and wheat in winter are raised by women's work only and fishery belongs to men's labor.